

ミキハウスグループ人権方針

私たちミキハウスグループは、創業以来、様々な企業活動を通して子供たちの健やかで豊かな成長を心から願ってきました。子供たちの笑顔と夢が、大きく大きく花ひらくように、未来に向けて、私たちは、これからも子供たち一人ひとりが個性豊かに輝ける世界を創造するために企業活動に取り組んでまいります。

ミキハウスグループ人権方針(以下、「本方針」という)は、私たちの企業活動の根幹となるもので最上位の方針としてミキハウスグループ各社の全ての役員・社員に適用されます。私たちは、企業活動において従業員、お客様、地域住民、ビジネスパートナー、株主・投資家など全てのステークホルダーの皆様と向き合い、人権に対するコミットメントを実現するために最大限の努力をすることを約束いたします。

また、全てのステークホルダーの皆様にも本方針を理解し、賛同を頂くことを期待しています。

1. 人権の尊重

私たちは、企業活動全体を通じて潜在的あるいは顕在的、また直接的あるいは間接的に人権への負の影響を与える可能性があることを理解しています。私たちは、全てのステークホルダーの人権を侵害しないことに加えて、企業活動に関係する全ての方々の人権侵害が見過ごされないことに最大限の配慮をおこないます。

- ・ 私たちは、年齢、国籍、人種、民族、社会的出身、思想、信条、宗教、婚姻状態、家族構成、性別、性的指向、性自認、障がい、雇用形態などによるあらゆる差別を禁止します。
- ・ 私たちは、強制労働、児童労働、人身取引を禁止します。また、いかなる形態の現代奴隷も許しません。
- ・ 私たちは、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなど全てのハラスメントを行いません。また、相手を傷つけるような言動や、個人の尊厳を損なう行為を許しません。
- ・ 私たちは、結社の自由と団体交渉権を尊重し、安全で衛生的かつ健康的な職場環境を目指します。
- ・ 私たちは、ダイバーシティとインクルージョンを推進し、お互いが認め合うことで生き生きとした職場づくりを目指します。

2. 国際的な人権規範の尊重と法令遵守

私たちは、国際的に認められている「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」、国際連合の「ビジネスと人権に関する指

導原則]、「OECD 多国籍企業行動指針」などを尊重し、企業活動を行います。また、企業活動を行う国と地域においては、その国と地域の法令を遵守することに努めます。企業活動を行う国と地域における法規制と国際的な人権規範の異なる場合、矛盾が生じる場合は、より高い基準を追求します。

3. 人権デュー・ディリジェンスの実施

私たちは、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」に従って、企業活動に関係する人権への負の影響を特定し、防止と軽減に取り組みます。また、その実効性を継続的に検証・評価し、どのように対処をしたかについて説明と情報の開示を行います。

私たちは、自らが人権侵害をしないことだけでなく、ビジネスパートナーを含むすべてのステークホルダーが人権侵害に加担しないように努めます。私たちが人権侵害を引き起こした、もしくはこれを助長したことが明らかになった場合には、その是正に努めます。

4. 苦情処理窓口

ミキハウスグループでは、各国・各地域において適用される法規制・ルール、更には本方針や社内規定に違反した、もしくは違反する可能性が、ある場合に通報できる苦情処理窓口を設置しています。私たちは、通報者の保護を最優先とし、報復やいかなる不利益を被らないようにします。

5. 教育と研修

私たちは、本方針が理解され浸透するようにミキハウスグループの全ての役員・従業員に適切かつ継続的に教育と研修を行います。

6. エンゲージメント

私たちは、対話やエンゲージメントを通じてステークホルダーと人権に関する課題を共有し人権尊重の取り組みを進めます。また、NGOをはじめとした社内外の専門家との協働に努めます。

7. モニタリングと情報開示

私たちは、本方針に基づく取り組みについて継続的にモニタリングを行い、必要に応じて改善に取り組みます。また、取り組みの進捗状況、問題点やその改善状況についてミキハウスグループのホームページなどで定期的に報告・開示をします。

本方針は、2023年5月9日のミキハウスグループ（三起商行株式会社）の取締役会で承認されています。